

公民館等における飲食について

公民館、中央ふれあい館、生涯学習プラザにおきましては、飲酒禁止としております。飲食についても原則禁止としておりますが、以下の場合には認められます。

- 公民館の講座や、社会教育活動において実施された料理教室などで調理したものを飲食する場合。
- 連合町会等が主催する総会に引き続き行われる懇親会や年中行事で飲食する場合（飲食が主たる目的ではないこと）。ただし、食事は、仕出し弁当、個別包装されているもの等、個々に提供することができるものに限りませう。飲料（ソフトドリンク・ノンアルコールドリンクのみ）についても同様です。
- 熱中症予防等、体調を維持するために飲食する場合。

詳しくは各公民館等にお問い合わせください。